

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

温泉・スポーツ等を核とした小城市“交流人口拡大”施設整備計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

佐賀県小城市

3 地域再生計画の区域

佐賀県小城市の全域

4 地域再生計画の目標**4-1 地方創生の実現における構造的な課題**

本市のスポーツ行政は、今まで市民の生涯スポーツ活動の推進や競技力向上に重点を置き、スポーツ大会やスポーツイベントへの参加、スポーツ合宿など、市外からの来訪・宿泊や消費活動による地域経済の活性化といった「スポーツを活用した地方創生」という目線が不足していた。県央に位置する好立地にも関わらず本市のスポーツ施設は多目的施設が大半を占め、交流人口拡大や地域・経済の活性化につながる公式大会が開催できるような施設が存在しない。佐賀県が佐賀県スポーツピラミッド構想を立ち上げ、プロアスリートの輩出に力を入れている中でも、アスリートとして地域の象徴や目標に成り得る人材の育成やスポーツを通じた多様な才能を育む土壌に乏しい。アイル資源磨き構想を策定する過程で行ってきた市民会議やアンケート、民間事業者へのヒアリング、議会の一般質問でも公式大会が開催出来るような施設の設置が望まれている上に、2019年のラグビーワールドカップや2020年の東京オリンピック、2023年の佐賀県国スポを控え、国内、県内でスポーツに対する機運が高まっており、スポーツを通じて域外から新たな人の流れを創出する仕組みを構築し、地域経済に波及させる取り組みを推進させる機会にも関わらず、その受け皿となりえるスポーツ施設、プロアスリートに限定はしなくても多様な人材を地元から輩出していくための育成環境が欠如している。

また、同地域で推進交付金を活用した「高速道路ネットワークを活かした小城市まち・ひとづくり事業」を実施し、空き店舗を活用した賑わいの場の創出や起業支援等を行っており、地域の熱心な取り組みとともに効果は出てきているものの、来訪者が期待出来る時期がイベント開催時等に限られてしまっており、常時ひとを呼べるコンテンツ作りが必要となっている。

来訪者が宿泊する経済効果は大きく、宿泊代や飲食、土産といった消費額の大きい宿泊者を取り込むためには、宿泊者を呼び込むことのできる新たな地域資源の発掘や回遊性の向上、既存資源の磨き上げが必要である。本市は日帰り客が大半を占め、宿泊者が少ないと言う構造的な課題を有しており、課題を克服するには、交流人口の増加や地域消費の拡大を同時並行的に図りながら、集客力が高く、宿泊の機会に繋がりやすい「スポーツ」を連携させることで、賑わいと回遊性を高める取り組みを段階的に進めていく必要がある。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

本市は、佐賀県のほぼ中央にあり、人口45,342人（平成30年10月1日現在の住民基本台帳人口）、面積95.81平方キロメートルで県庁所在地の佐賀市に隣接しており、佐賀市中心部から西方に約10キロ、車で20分の位置にある。人口は、2060年(H72)には29,592人となり、約1万5千人減少すると予測している。

本市の「小城市牛津保健福祉センター アイル」（以下、アイル）は、平成15年に開館し、ジムや医務室等の保健福祉センターの機能だけでなく、ナトリウム炭酸水素塩泉の泉質（美肌効果・切り傷・神経痛・筋肉痛・疲労回復等の効能）を有した天然温泉や温水プールを設備しているため、ピーク時には市内外から年間約24万人の来訪者のある施設であったが、平成30年には、15万人まで落ち込んでいる。アイルと隣接した都市公園である牛津総合公園、周辺にある医療機関、宿泊施設等を地域活性化においての重要な地域資源と捉え、平成25年から「アイル資源磨き」として、「健康」を理念とし「スポーツ」「医療」「温泉」を一体的に活用していく構想を立ち上げている。

本地域再生計画では、アイルに隣接するよう専用グラウンド場を整備するこ

とで、スポーツを核としながら既存施設であるアイルを再活用する。地域交流拠点として市民が活動・活用していく場となるような仕掛けづくりをしていくと同時にアイル及び周辺施設の一体的な活用による拠点力の強化と潜在顧客の開拓により交流人口の増加を行い、若い世代を中心とした利用増を図り、賑わいの創出、集客力の向上を目指す。また、本市の平成31年度地方創生推進交付金事業「高速道路ネットワークを活かした小城市まち・ひとづくり事業（牛津拠点地区市街地活性化推進事業）では、同地域の持続可能なまちづくりを担う人材を地域住民や商業者の中から発掘・育成し、まちなかの一体的な地域経済の活性化を目指した取り組みを行っており、本計画により増大する交流人口に対して、どのような取り組みをし、地域経済に還元させるかの方策を実現していきたい。

加えて、大会誘致等により観光をきっかけにした人と人との交流から、暮らしの場としてのまちの魅力を伝えていき、本市の移住そして定住人口増の促進を図ることで、人口減少時代の中でも、将来にわたり活力あるまちを持続し、若い世代の定着につながるような「まちの魅力」を向上させる取り組みや、交流人口増加に向けた新たな取り組みを平行して行っている。更に本事業はスポーツを軸として新たな人の流れをつくることを目的とし、サッカー大会の誘致等を佐賀県サッカー協会と積極的に図っていくこととしているが、先進地との競合においても本市が選ばれるためには、本市ならではの特色を出していくことが必要である。近年、若い世代の競技者へのフィジカル指導の未熟さやメディカルチェックの欠如などで、怪我などにより競技人生を諦めざるを得ない事態に陥ることも少なくなく、大きな課題となっている。対象エリア周辺には、宿泊施設や、遠方からの来訪も多い整形外科の専門的なクリニックもあり、整形外科医等によるリハビリ指導等との連携も可能である。そうした施設との連携を行うことで、スポーツ×天然温泉×メディカルによる他市にないモデルとして、怪我や病気等で医療機関等を受診した者等が適切なプログラムに基づいて安全・効果的に運動・スポーツを実践できる仕組みを構築する。保健福祉センターとしての機能にクラブハウスとしての機能を付加し、隣接する牛津総合公園等の周辺施設との一体的な活用をすることで、アイル資源磨き構想を具現化させ、競技者はもとより、子どもや若者、高齢者、ビジネスパーソン

といった幅広い層を対象としたスポーツを通じた健康増進・心身形成・病気予防の取り組みを推進していき、誰もがスポーツを楽しみながら健康づくりができる笑顔にあふれたまちにしたい。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2020年度増加分 1年目	2021年度増加分 2年目
サッカー場を整備し、アイルをクラブハウスとして周辺施設と一体的に活用した際の経済効果（百万円）	110	-54	54
アイルの市外利用者（万人）	7.1	-3.5	3
九州大会以上のサッカー大会誘致数	0	0	0

2022年度増加分 3年目	2023年度増加分 4年目	2024年度増加分 5年目	K P I 増加分 の累計
4	328	151	483
1.7	5.2	2.1	8.5
0	10	15	25

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生拠点整備交付金（内閣府）：【A3007（拠点整備）】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

温泉・スポーツ等を核とした小城市“交流人口拡大”施設整備計画

③ 事業の内容

アイル及び周辺施設を市民及びスポーツ・観光客の交流拠点として再整備するため、アイルを「プールや天然温泉、クラブハウスの機能を有した保健福祉センター」にリニューアルし、牛津総合公園全体のエリア価値向上となる整備を行い、機能強化を図る。

アイルをクラブハウスとして機能させ集客するには、魅力的なスポーツ施設を併設する必要があるため、佐賀県サッカー協会と連携し、集客力と稼働率が高い公式大会が開催できる要件を満たした人工芝2面のサッカーグラウンドを整備する。拠点整備交付金を用いて用地造成、照明設備等を整備し、サッカー場の人工芝工事については、「JFAサッカー施設整備助成事業助成金」を活用する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

行政主導ではなく、指定管理者による民間の知恵を活用した事業を積極的に企画し、集客と収益性の高い多角的な自主事業により安定した運営を確保できることで、行政側の負担を抑えることとしている。施設利用料等を実施主体の歳入として確保し、市の一般財源に頼らない自主運営へと移行を図っていく。利用頻度が薄くなる平日昼間については、佐賀県サッカー協会が指導者講習等を行うことで更なる利用料の増を図る。施設機能強化による利用機会の増加に伴う利用料金、物販の増が見込まれることから、アイル及び周辺施設に係る年間の維持管理経費をこれらの収入から賄えるよう5年後（令和5年度）を目標に自立的・継続的な運営を目指す。

【官民協働】

スポーツによる誘客に取り組むため、佐賀県サッカー協会と連携し、大規模大会の誘致やスポーツ合宿受入れを行い、施設の利用促進を図るとともに、施設内で積極的な情報発信をし、市内観光施設等を周遊する動機付けを行う。推進交付金を活用した「高速道路ネットワークを活かした小城

市まち・ひとづくり事業」や当市と民間企業、金融機関、協議会等と「地方創生」に関する連携協定に基づく様々な取り組みやプロジェクトにおいて来訪者の消費行動を促し、地域経済が活性化する仕組み作りを実装する。

行政は、スポーツ大会等の活動拠点となる場の整備や、資源開発及び推進体制構築の支援を行うとともに、平成20年7月に県内唯一のプロサッカーチームである交流宣言を行ったサガン鳥栖と「プロスポーツ交流事業」を実施し、民間との協働で当市への来訪者の増加に取り組む。民間は、佐賀県サッカー協会を中心に体育協会や各種スポーツ団体、佐賀大学等、宿泊施設等と連携し、大会開催に向けた打診の受け入れや相談に対してワンストップで対応できる人材配置や、市企画への協力等による誘客推進に取り組む。佐賀県ではあまり例が無いが、県央にある立地を活かし、企業が冠スポンサーとなった〇〇カップ等の企業主催大会の誘致を行い、民間からの資金により誘客出来る機会を創出する。

また、アイルを「クラブハウスの機能を有した保健福祉センター」として、天然温泉や温水プールのリハビリ機能を活かし、対象エリア周辺にある医療機関と連携したスポーツ選手のリハビリ指導等に取り組む。大会関係者や合宿利用者だけでなく、幅広い層がスポーツを通じた健康増進・心身形成・病気予防の取り組める魅力的となるスポーツ×天然温泉×メディカルの連携による他市にないモデルを構築し、効果の高いヘルスケアモデルを提供する。

【政策間連携】

本事業は、スポーツを地域の新たな経済エンジンとして、交流人口の拡大や地域価値の向上、市民の健康増進に寄与する仕組みづくりを官民が一体となって進めていくものである。また、スポーツ・観光・まちづくり・ヘルスケア分野における政策連携を図りながら、地方創生に向けた地域課題の解決に取り組むものであり、単にスポーツだけでなく、健康づくり、教育、観光、生涯学習など多様な施策展開をしていくことで、施設の利用価値を高め、賑わいを創出し、経済効果を目指すものである。本市健康増進課が実施して

いる健康づくり事業では、本市独自の「小城市版 健康都市宣言 ARK（あ
るく）宣言」による各種イベントの実施や西九州大学と連携したヘルスケア
事業等を展開し、教育部局では関連当該施設を活用したスポーツ大会やスポ
ーツ教室の開催や選手育成、また、市外からのスポーツ大会関係者、スポ
ーツ参加者等による交流人口の増加による宿泊・飲食等事業者や医療機関等の
収益拡大、雇用創出については、本市総合戦略課、都市計画課、商工観光課
、定住推進課で構成している地方創生推進部会で横断的な取り組みを行い、
スポーツを通じた自治体の知名度向上や、まちの賑わいの創出等により、交
流人口の拡大を通じた移住・定住の促進につなげる。

アイル内に周辺施設に関してのワンストップ型窓口を設置し、予約から受
付、各種相談まで出来る体制を構築する。ワンストップを担う民間企業が窓
口となり、各施策に対して横断的な取り組みをし、地方創生を推進している
総合戦略課と連携しながら運営していく。

【地域間連携】

佐賀県や隣接する自治体と連携し、より大規模な大会やスポーツイベント
の開催や、スポーツ施設等に関する連携を通じたスポーツ合宿・キャンプの
誘致を進めることにより、圏域内の交流人口の拡大と経済の活性化につなげ
る。佐賀県では、怪我予防等のスポーツ医科学に取り組んでいく構想を持っ
ており、本市が当事業により特色として出せると考えているスポーツ×天然
温泉×メディカルのモデルで発揮できる方向性と一致しているため、連携し
ながら県の構想を実践していくフィールドとして県民の健康増進、競技力向
上に取り組んでいく。行政区域を超えた民間事業者の経済活動、地域住民の
生活圏及び観光客の動態等を踏まえ、積極的に周辺自治体等との広域連携を
図ることで効果的に取り組みを推進する。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度8月頃に実施する産官学勤労言で構成する「小城市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議」に、「温泉・スポーツ等を核とした小城市“交流人口拡大”施設整備計画」の概要を説明し、大学関係者や産業関係者など様々な分野からの視点で意見を聴取する。

【外部組織の参画者】

竹下製菓株式会社、西日本高速道路株式会社 九州支社、佐賀県 地域交流部 さが創生推進課、国立大学法人佐賀大学 全学教育機構、日本政策金融公庫、株式会社佐賀銀行、日本労働組合総連合会 佐賀県連合会 南部地域協議会、NBCラジオ佐賀パーソナリティ、NPO法人 佐賀県放課後児童クラブ連絡会

【検証結果の公表の方法】

検証後、市ホームページ公表予定

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】
総事業費 820,628千円

⑧ 事業実施期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 牛津拠点市街地活性化推進事業

ア 事業概要

本事業は、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の中で示される牛津駅周辺の拠点地区を対象に、市民協働による具体的なまちづくりの方向性を示した「牛津拠点地区市街地活性化基本構想」に基づき、個別のまちづくり事業を総合的かつ一体的に取り組むものである。「JR長崎本線牛津駅」、「22世紀に残す佐賀県遺産に指定された牛津赤れんが館」、「牛津公民館」を三つの交流核として、市民団体や牛津芦刈商工会、商業者、地元住民等が主体となって基本構想の将来像「長崎街道宿場町・商都牛津らしい楽しく健康で暮しやすいまち」を目指す。都市再生整備計画等に基づき、ソフト事業を活かすハード整備に取り組む。

イ 事業実施主体

佐賀県小城市

ウ 事業実施期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで

(2) トップアスリート交流事業

ア 事業概要

平成28年度に策定した市スポーツ推進計画の施策目標「ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進」において、トップアスリートとの交流により、運動・スポーツへの関心度合が高まり、個々のやる気も上昇していることを10年後の目指す姿としていることを踏まえ、トップアスリートによるスポーツ教室（サッカー、野球、陸上、バレーボール等）や市民との交流事業を実施する。交流宣言を行っているプロサッカーチーム「サガン鳥栖」によるサッカー教室のほか、各方面で活躍しているスポーツに関連した競技のアスリートとの交流により、市民のスポーツへの関心を高めるとともに、競技力の向上につなげていく。

イ 事業実施主体

佐賀県小城市

ウ 事業実施期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。